参考【金額によって判断が異なる代表的な法定調書一覧表 (一例)】

この表は、支払調書ごとに提出義務者や支払内容、支払金額の範囲について一覧にしています。各法定調書の提出漏れを防ぐことに役立てることができます。

書類名	提出義務者	範 囲	
		区 分	提出範囲※
報酬、料金、契約 金及び賞金の支 払調書	右記の報酬、料金、契 約金及び賞金(以下 「報酬、料金等」)を 支払った方	外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金 バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン等の報酬、料金 広告宣伝のための賞金	同一人に対するその年中の 支払金額の合計が 50 万円 を超えるもの
		原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、 通訳料、脚本料、作曲料、講演料、 教授料、著作権や工業所有権の使 用料、放送謝金、映画・演劇の出 演料、弁護士報酬、税理士報酬、 社会保険労務士報酬 等	同一人に対するその年中の 支払金額の合計が 5万円 を 超えるもの
不動産の使用料 等の支払調書	右記を支払った法人 と不動産業者である 一定の個人の方	不動産、不動産の上に存する権利、船舶(総トン数20トン以上、以下同じ)、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価(以下、不動産の使用量等)等	同一の方に対するその年中 の支払金額の合計が 15 万 円を超えるもの(法人に支 払う不動産の使用料等は、 権利金、更新料等のみ)
不動産等の譲受 けの対価の支払 調書	右記を取得した法人 と不動産業者である 一定の個人の方	不動産、不動産の上に存する権利、船舶、航空機(以下、不動産等)	同一の方に対するその年中 の支払金額の合計が 100 万 円 を超えるもの
不動産等の売買 又は貸付けのあ っせん手数料の 支払調書	右記を支払った法人 と不動産業者である 一定の個人の方	不動産等の売買又は貸付のあっ せん手数料	同一の方に対するその年中 の支払金額の合計が 15 万 円を超えるもの

[※] 提出範囲の金額の判定は、原則として消費税及び地方消費税を含めますが、明確に区分されている場合には含めなく ても問題ありません。